

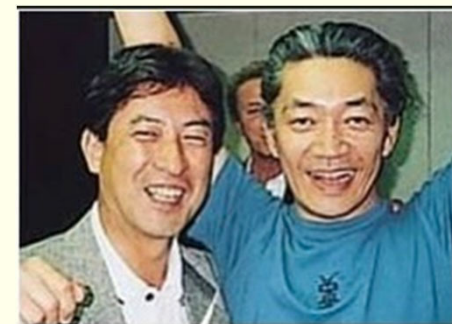
疾風に勁草を知る

2023年度 東京都立新宿高校 朝陽同窓会 総会

2023年 7月1日

元厚生労働大臣 塩崎恭久(22回)

～坂本龍一君との思い出～



当面の社会貢献課題

一般財団法人 勁草日本イニシアティブ

●日本経済社会の再生

- ・「新しい、勝てる資本主義」へ
- ・多様なグローバル人材と共生する日本経済社会へ
- ・「出入り自由の公務員制度」
- ・国立大学改革、学校法人改革

●要保護児童の社会的養育推進

- ・「家庭養育優先原則」として里親実践
- ・児童養護に関する議員連盟顧問
- ・愛媛県初の里親等支援NPOの運営支援

●医療DX、個別化医療等による患者還元と全国民の健康実現

- ・医療のDX(データヘルス改革)推進
- ・「ゲノム医療推進研究会」(がん、難病の克服)を通じた個別化医療推進
- ・ β ラクタム抗菌薬原薬国産化委員会委員長

●グローバルヘルスを通じた世界貢献

- ・CEPI グローバル親善大使
- ・薬剤耐性(AMR)に関する Global Leaders Group <GLG>メンバー
- ・「広島G7グローバルヘルス・フォローアップ・イニシアティブ」アドバイザリー・コミッティ委員長
- ・病院船による地域医療の国際展開、災害協力

●「国会事故調査委員会」資料の公開ルール構築

- ・国民資産の国民共有

●(公財)全国篤志面接委員連盟会長

リードした主な議員立法

(2023年6月現在)

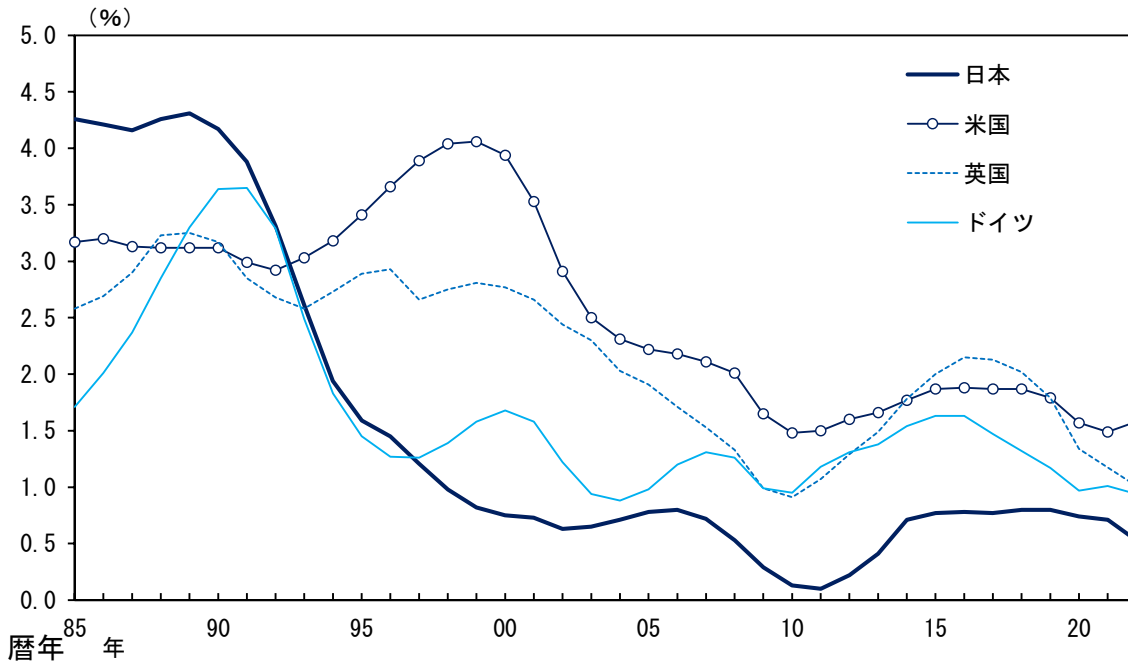
年	法律名等	概要
1995	「科学技術基本法」	科学技術振興を国家戦略として初めて位置づける法律。逐条作成。
1997	「ストックオプション法」 (商法改正)	本邦初のストックオプション(従業員に自社株を一定価格で購入する権利を与える)制度を導入。
1998	「金融再生法」	金融国会において「政策新人類」として、「一時国有化」など新たな銀行破綻処理制度を与野党を超えて創設。
1999	「コミットメントライン法」 (特定融資契約法)	いつでも一定限度額まで借入れ可能とする銀行等の「コミットメントライン(特定融資契約)」制度の創設。
2001	「健全銀行不良債権買取法」 (金融再生法改正)	健全銀行による整理回収機構(RCC)への不良債権買取り申し込みを可能とする制度創設。
2003	「医療観察法」	重大犯罪を犯した精神障害者を、特別の治療施設に収容、治療し、健康回復と犯罪再発防止を目指す法律。閣法の議員修正、答弁を一手に担当。
2004	「犯罪被害者等基本法」	犯罪被害者やその家族等のための施策を、総合的・計画的に推進し、権利利益の保護を図る。個人の尊厳が重んじられ、それに相応しい処遇保障の権利などを規定。
2005	「継続的開示義務違反課徴金法」 (証券取引法改正)	西武鉄道事件と同様、有価証券報告書上の虚偽記載による継続的開示義務違反への課徴金制度導入。
2009	「改正児童ポルノ禁止法」 <2014年6月成立>	所持罪(自公案)、取得罪(民主案)の対立を「単純所持罪の新設」により、その他事項を含め法案骨格につき与野党で大筋合意。

年	法律名等	概要
2011	「国会原発事故調査委員会法」	福島第一原発事故の原因究明等のため、憲政史上初めて国会に民間専門家による独立調査機関を設置。国政調査権並みの権限付与。
2012	「原子力規制委員会設置法」	国民の信頼回復のため、IAEA安全基準に合致した、独立性、専門性の高い、一元化された新たな原子力規制組織を創設。政府は塩崎案をほぼ「丸のみ」。
2013	「がん登録法」	努力義務であった地域がん登録を法定化し、全国がん患者の診察情報等を一元集約化し、罹患分析や治療法の向上に貢献。自公及び、民主党を除く全野党の共同提案による議員立法。12月衆参で可決され成立。
2015	「改正瀬戸内法」 (2021年通常国会にて、閣法として再改正)	瀬戸内海の漁獲量や藻場・干潟の減少等を受け、その価値・機能が最大限に発揮された「豊かな海」に生まれ変わらせることを目的とする。瀬戸内海再生議員連盟の会長として議連を超党派化し、自民・公明・民主・維新の4党の共同提案で提出、成立。
2016	「成年後見制度改革法」	成年後見人が、被後見人宛て郵便物の転送を受け、適正に管理する事を可能とし、加えて被後見人死亡後の成年後見人の権限を明確化。公明党が推進する成年後見人の利用促進案に加える形で、自公共同提案として提出、成立。
同上	「休眠預金等活用法」	休眠預金者の利益を守りつつ、休眠預金を民間公益活動を促進するために活用し、国民生活や社会福祉を向上。議員連盟会長。
2022	「こども基本法」	子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を常に保証するための総合的な政策を推進するための法律を「こども家庭庁」設置に合わせ導入。
2023	「ゲノム医療基本法」	ゲノム医療の推進を図るとともに、ゲノム情報に基づく差別を禁止。

失われた30年

世界の時価総額上位50社の変遷

潜在成長率の推移



(注) ○ OECDによる推計値。
(出所) ○ OECD、Haver

平成元年 世界時価総額上位50社				令和3年 世界時価総額上位50社			
順位	企業名	時価総額 (億米ドル)	本社所在国	順位	企業名	時価総額 (億米ドル)	本社所在国
1	NTT	1,638.6	日本	1	アップル	21,335.1	米国
2	日本興業銀行	715.9	日本	2	サウジアラムコ	19,011.0	サウジアラビア
3	住友銀行	695.9	日本	3	マイクロソフト	18,662.5	米国
4	富士銀行	670.8	日本	4	アマゾン・ドット・コム	16,702.5	米国
5	第一勧業銀行	660.9	日本	5	アルファベット	15,613.0	米国
6	IBM	646.5	米国	6	フェイスブック	9,027.0	米国
7	三菱銀行	592.7	日本	7	デンセント・ホールディングス	7,615.4	中国
8	エクソン	549.2	米国	8	テスラ	6,489.0	米国
9	東京電力	544.6	日本	9	パークシャー・ハサウェイ	6,406.5	米国
10	ロイヤル・ダッチ・シェル	543.6	英国	10	アリババ・グループ・ホールディング	5,730.4	中国
11	トヨタ自動車	541.7	日本	11	TSMC	5,494.2	台湾
12	GE	493.6	米国	12	ピザ	5,105.5	米国
13	三和銀行	492.9	日本	13	サムスン電子	5,081.3	韓国
14	野村證券	444.4	日本	14	JPMorgan・チェース	4,706.5	米国
15	新日本製鐵	414.8	日本	15	ジョンソン・エンド・ジョンソン	4,418.0	米国
16	A T & T	381.2	米国	16	ウォルマート	3,959.1	米国
17	日立製作所	358.2	日本	17	ユナイテッドヘルス・グループ	3,882.6	米国
18	松下電器	357.0	日本	18	貴州茅台酒	3,858.6	中国
19	フリック・モリス	321.4	米国	19	LVMH・L・オノ・イ・ゲ・イト	3,833.2	フランス
20	東芝	309.1	日本	20	マスターカード	3,725.4	米国
21	関西電力	308.9	日本	21	ホーム・デポ	3,578.0	米国
22	日本長期信用銀行	308.5	日本	22	エヌビディア	3,572.8	米国
23	東海銀行	305.4	日本	23	バンク・オブ・アメリカ	3,513.4	米国
24	三井銀行	296.9	日本	24	ネスレ	3,480.3	スイス
25	メルク	275.2	米国	25	ウォルト・ディズニ	3,344.6	米国
26	日産自動車	269.8	日本	26	P & G	3,293.9	米国
27	三菱重工業	266.5	日本	27	ペイパル	2,937.5	米国
28	デュポン	260.8	米国	28	ロシュ・ホールディングス	2,936.5	スイス
29	GM	252.5	米国	29	中国工商銀行	2,677.5	中国
30	三菱信託銀行	246.7	日本	30	ASMLホールディング	2,633.2	オランダ
31	B T	242.9	英国	31	コムキャスト	2,601.7	米国
32	ベル・サウス	241.7	米国	32	エクソンモービル	2,505.8	米国
33	B P	241.5	米国	33	ペライゾン・コミュニケーションズ	2,426.1	米国
34	フォード・モーター	239.3	米国	34	ロレアル	2,354.0	フランス
35	アモコ	229.3	米国	35	アドビシステムズ	2,345.5	米国
36	東京銀行	224.6	日本	36	コカ・コーラ	2,334.3	米国
37	中部電力	219.7	日本	37	インテル	2,297.6	米国
38	住友信託銀行	218.7	日本	38	A T & T	2,286.2	米国
39	コカ・コーラ	215.0	米国	39	オラクル	2,264.4	米国
40	ウォルマート	214.9	米国	40	美团点评	2,262.5	中国
41	三井物産	214.5	日本	41	ネットフリックス	2,231.1	米国
42	川崎製鉄	213.0	日本	42	ファイザー	2,228.5	米国
43	モービル	211.5	米国	43	シスコ・システムズ	2,140.9	米国
44	東京ガス	211.3	日本	44	トヨタ自動車	2,087.9	日本
45	東京海上火災保険	209.1	日本	45	アポット・ラボラトリーズ	2,082.3	米国
46	N K K	201.5	日本	46	ナイキ	2,078.4	米国
47	アルコ	196.3	米国	47	シェブロン	2,045.9	米国
48	日本電気	196.1	日本	48	招商銀行	2,031.1	中国
49	大和証券	191.1	日本	49	アプヴィ	2,010.1	米国
50	旭硝子	190.5	日本	50	中国平安保険	2,009.5	中国

出所：週刊ダイヤモンド（2018年8月25日号）45ページ掲載の表
『米ビジネスウィーク誌（1989年7月17日号）』『THE BUSINESS WEEK』

出所：SPEEDA、Bloomberg（2021年5月6日にデータ取得）より作成

2020年の世界の時価総額ランキング
50社のうち日本企業は1社（1989年は31社）

「失われた30年」における2つの失敗

資本：イノベーション政策の失敗(大学改革、DX、GX等)

- ➡資本ストックへの投資不足、潜在成長力低迷、国際競争力低下
- ➡賃金、為替の低迷

労働：人口政策の失敗(少子化対策およびグローバル人材活用)

- ➡全業種での人手不足、能力人材の不足、との認識が重要
- ➡労働力不足による成長、税収等の低迷



労働市場の深刻な問題⇒労働市場に責任を持つ厚労省の中心課題

世界デジタル競争力ランキング(IMD調べ) 日本は29位へ

2022	2021	国・地域	2022	2021	国・地域
1	4	デンマーク	16	14	イギリス
2	1	アメリカ	17	15	中国
3	3	スウェーデン	18	16	オーストリア
4	5	シンガポール	19	18	ドイツ
5	6	スイス	20	25	エストニア
6	7	オランダ	21	21	アイスランド
7	11	フィンランド	22	24	フランス
8	12	韓国	23	26	ベルギー
9	2	香港	24	18	アイルランド
10	13	カナダ	25	30	リトアニア
11	8	台湾	26	29	カタール
12	9	ノルウェー	27	23	ニュージーランド
13	10	UAE	28	31	スペイン
14	20	オーストラリア	29	28	日本
15	17	イスラエル	30	22	ルクセンブルグ

出典:IMD World Digital Competitiveness Ranking 2022

THE 世界大学ランキング 2023

(世界)

(アジア・太平洋州)

2022年10月22日公開

順位	大学名	国
1	オックスフォード大学	英国
2	ハーバード大学	米国
3	ケンブリッジ大学	英国
3	スタンフォード大学	米国
5	マサチューセッツ工科大学	米国
6	カリフォルニア工科大学	米国
7	プリンストン大学	英国
8	カリフォルニア大学バークレー校	米国
9	イェール大学	米国
10	インペリアル・カレッジ・ロンドン	英国
11	コロンビア大学	米国
11	スイス連邦工科大学チューリッヒ校	スイス
13	シカゴ大学	米国
14	ペンシルバニア大学	米国
15	ジョンズホプキンス大学	米国
16	清華大学	中国
17	北京大学	中国
18	トロント大学	カナダ
19	シンガポール国立大学	シンガポール
20	コーネル大学	米国

順位	大学名	国
16	清華大学	中国
17	北京大学	中国
19	シンガポール国立大学	シンガポール
31	香港大学	香港
34	メルボルン大学	オーストラリア
36	南洋理工大學	シンガポール
39	東京大学	日本
44	モナシュ大学	オーストラリア
45	香港中文大学	香港
51	復旦大学	中国
52	上海交通大学	中国
53	クイーンズランド大学	オーストラリア
54	シドニー大学	オーストラリア
56	ソウル大学	韓国
58	香港科技大学	香港
62	オーストラリア国立大学	オーストラリア
67	浙江大学	中国
68	京都大学	日本
71	ニューサウスウェールズ大学	オーストラリア
74	中国科学技術大学	中国
78	延世大学校ソウル校	韓国
79	香港理工大学	香港
88	アデレード大学	オーストラリア
91	韓国科学技術院 (KAIST)	韓国
95	南京大学	中国
99	香港城市大学	香港

出典：イギリス高等教育専門誌「Times Higher Education (THE)」発表「The Times Higher Education World University Rankings 2023 (THE世界大学ランキング)」より

100位未満アジア・太平洋州国：中国 7校、オーストラリア 7校、香港 5校、韓国 3校、日本 2校、シンガポール 2校

【抜粋】「骨太の方針2019」(6月21日閣議決定) 「国立大学法人改革」関連記述

④ 文教・科学技術 (基本的考え方)

(略)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、个性的かつ戦略的の大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。また国は、各大学が学長、学部長等を必要な資質能力に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考の上、自らの裁量による経営を可能とするため、授業料、学生定員等の弾力化等、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備を早急に行う。また各大学は、グローバル人材を糾合できる世界標準の能力・業績評価制度とそれに基づく柔軟な報酬体系を早期に確立させる。あわせて、現代の世界において英語が共通言語化されている状況を踏まえ、真に世界に伍していける大学実現に向け、日常的な英語による教育研究の早期実現を目指す。

(略)

「学校法人改革」関連記述 【抜粋】「骨太の方針」

「骨太の方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)

③ EBPMをはじめとする行政改革の推進

(略)

また、新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

(略)

「骨太の方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

4. デジタル化等に対応する文教・科学技術の改革

(略)

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、年内に結論を得、法制化を行う。

(略)

奨学生数



197名

(2022年9月時点)

2022年に新たに43名の奨学生を迎えています。

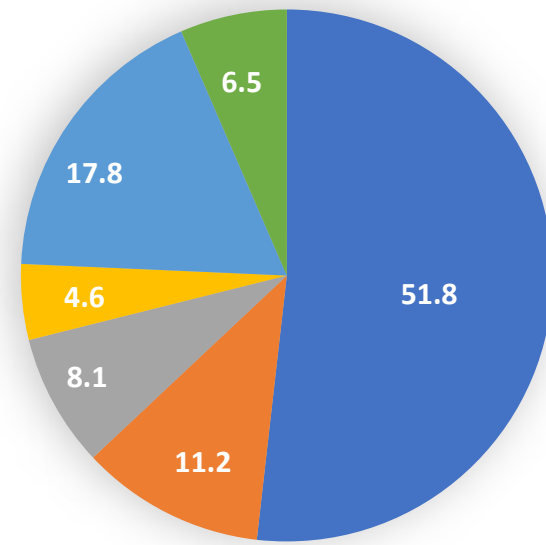
出身高校所在地

国内149名

海外48名



出身高校種別



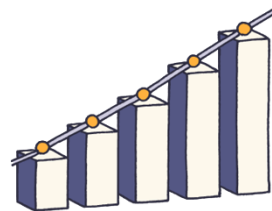
- 私立高校
- 公立高校
- 国立高校
- インターナショナルスクール
- 海外高校
- UWC

支給額

柳井正財団海外**学士プログラム**では、**大学の授業料だけではなく、寮費や保険料、生活支援金なども含む金額**を支給しており、**4年間の学生生活をトータルで支援**。

総額 約 35億円

2017年から2022年8月までに支給された総額。



一人当たりの最大支給額 (注) 1ドル=144円 → **1,368万円**

米国 US\$95,000 (注) 海外奨学金プログラムを通じて学生に支給される奨学金。

英国 £65,000

奨学生一人当たり最大(年間)。
※授業料、寮費、保険料、生活支援金などを含む。

進学先大学

奨学生の主な進学先は、**米国の概ねトップ30に入る大学、および同等レベルの英国大学**です。専攻は哲学、文化人類学、心理学、分子生物学、機械工学、宇宙工学など、幅広い分野にわたります。



日本以外は世界に開かれた労働市場

各国の人口動態の変化率

日本

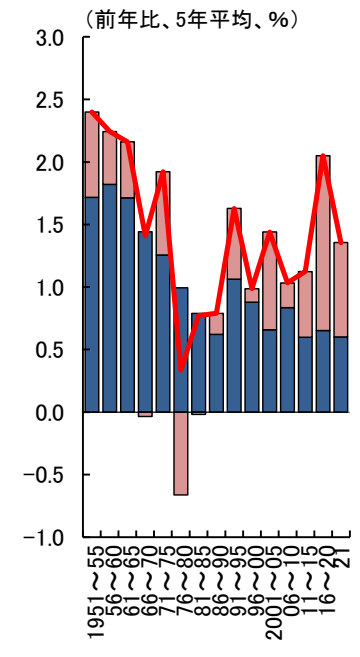
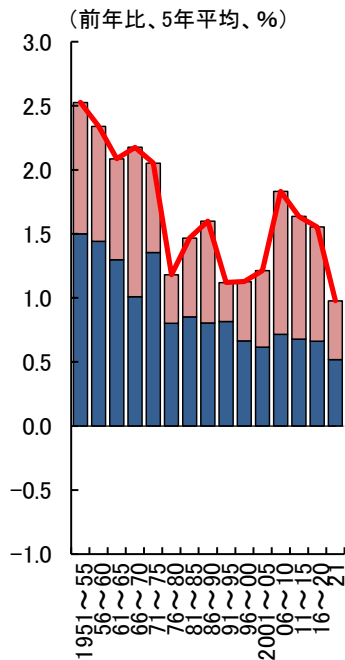
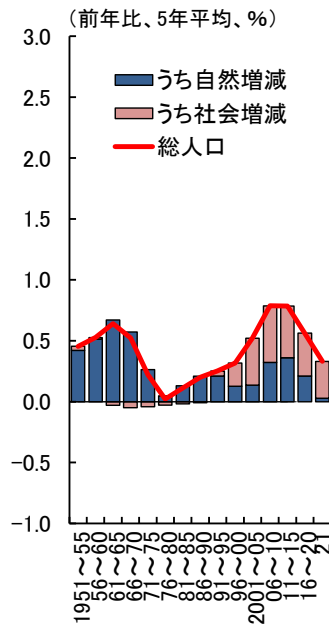
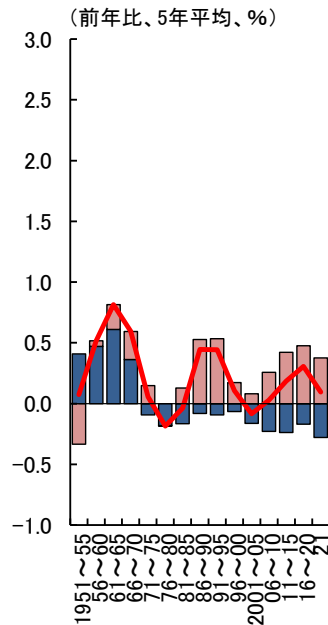
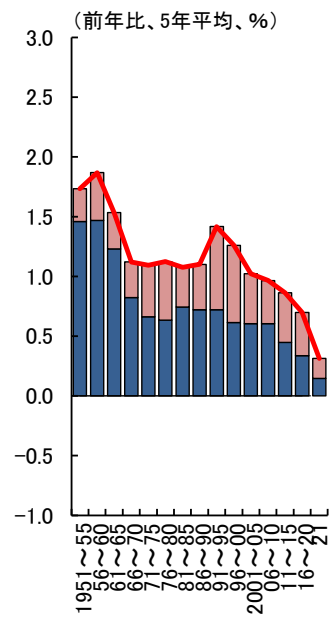
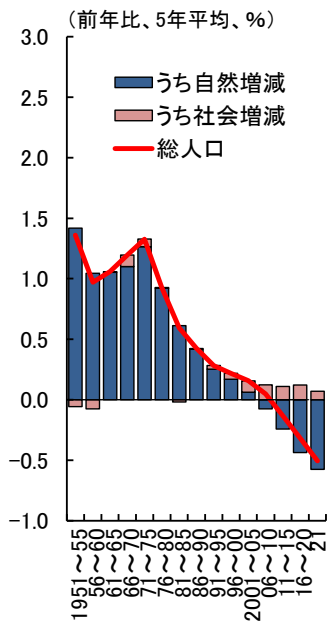
米国

ドイツ

英国

豪州

ニュージーランド



(出所) 総務省、世界銀行等

実質経済成長率2%の達成には、生産性改善と働く人の増加が不可欠

	日本				英国	米国
	実績 2013～ 2022年	シミュレーション（2023～2040年）				
		就業者数減少 トレンド継続 シナリオ	女性、高齢者 就業促進 シナリオ	労働生産性 上昇率横ばい シナリオ		
実質経済成長率 （年平均）	0.5%	2.0% （目標）			1.6%	2.1%
労働生産性上昇率	▲0.1%	2.9%	2.3%	▲0.1%	0.6%	1.0%
就業者数増加率	0.7%	▲0.9%	▲0.3%	2.1%	1.0%	1.1%
就業者数増減数 （百万人）	+4	▲10	▲4	+31	+3	+16
「就業者数減少トレンド 継続シナリオ」との差分 （百万人）	—	—	+6	+41	—	—
			+35			

（注）各シナリオの詳細は以下の通り。

- ・ 就業者数減少トレンド継続シナリオ：各年齢・各性別の労働力率が、2022年の水準のまま横ばいで推移すると仮定。
- ・ 女性、高齢者就業促進シナリオ：①30～59歳の女性労働力率が、2040年までに概ね2010年時点のスウェーデン並みの水準まで上昇すること、②高齢者の労働力率が、2040年までに、60～64歳について55～59歳と同じ水準まで上昇し、65歳以上についてもそれに見合って上昇すること、③失業率が2025年までに1%程度改善することを仮定。
- ・ 労働生産性上昇率横ばいシナリオ：労働生産性が過去（2013～2022年）平均並みで推移すると仮定。

（出所）内閣府、総務省、国立社会保障・人口問題研究所、OECD等

「労働施策総合推進法」 (2018年施行 安倍内閣働き方改革の理念法)

(基本的理念)

第三条

(略)

2 労働者において「は、職務の内容及び職務に必要な能力、経験その他の職務遂行上必要な事項(以下この項に能力等」という。)の内容が明らかにされ、並びにこれらに即した評価方法により能力等を公正に評価され、当該評価に基づく処遇を受けることその他の適切な処遇を確保するための措置が効果的に実施されることにより、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

【抜粋】 「骨太の方針 2023」 (2023年6月16日閣議決定) 「三位一体の労働市場改革」 関連記述

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

(三位一体の労働市場改革)

……内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方の下、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

ニューヨーク証券取引所における岸田内閣総理大臣スピーチ（2022年9月22日）

（略）

そして、今、再び日本で変革が起き始めている。私は、我々が直面する様々な社会課題を成長のエンジンへと転換することを提案している。そして、成長の果実を分配し、更なる成長へとつなげていく。こうした挑戦に向け、予算、税制、規制改革といったあらゆる政策を総動員する。

（中略）

日本の五つの優先課題を紹介する。

第1に、「人への投資」だ。

デジタル化・クリーン化は経済を大きく変えた。これから、大きな付加価値を生み出す源泉となるのは、有形資産ではなく無形資産。中でも、人的資本だ。だから、人的資本を重視する社会を作り上げていく。

まずは労働市場の改革。日本の経済界とも協力し、メンバーシップに基づく年功的な職能給の仕組みを、個々の企業の実績に応じて、ジョブ型の職務給中心の日本に合ったシステムに見直す。これにより労働移動を円滑化し、高い賃金を払えば、高いスキルの人材が集まり、その結果、労働生産性が上がり、更に高い賃金を払うことができるというサイクルを生み出していく。そのために、労働移動を促しながら、就業者のデジタル分野などでのリスキング支援を大幅に強化する。

第2は、イノベーションへの投資だ。

第3は、GX（グリーン・トランスフォーメーション）への投資だ。

第4に、資産所得倍増プランだ。

第5に、世界と共に成長する国づくりだ。

公務員制度改革

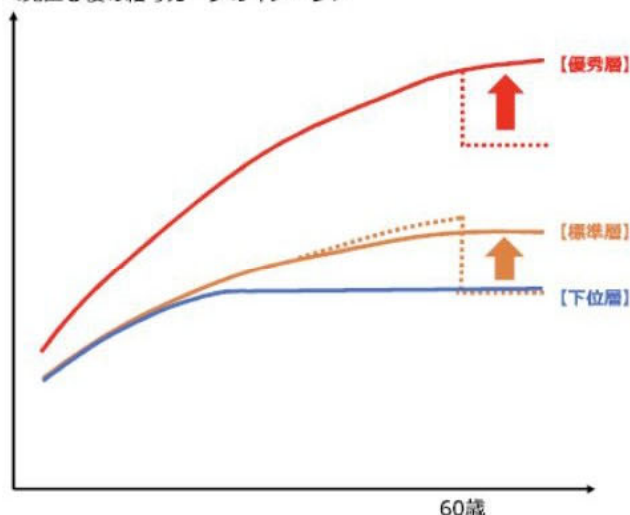
令和2年2月28日
人事院

今後の国家公務員給与の在り方

60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況等を踏まえた60歳超職員
の給与水準の見直しに加え、60歳前の給与カーブも含めた給与
カーブの在り方等について検討。

具体的には、公務における人員構成の変化及び各府省における人
事管理の状況等を踏まえながら、①昇任・昇格の基準の見直し、②
昇給の基準の見直し、③俸給表に定める俸給月額の見直しなどの手
法を組み合わせることによって、能力・実績によるメリハリをつけ
つつ、個々人の60歳前後での給与を連続的なものとするよう検討。

<見直し後の給与カーブのイメージ>



見直しのスケジュールイメージ

	施行 (令和4年)			完成 (令和12年)	
(定年年齢)	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
人事評価の 適正化 <small>【人事評価法改訂】</small>					
昇任・昇格の基準 の見直し <small>【人事院規則】</small>					
昇給の基準の見直し <small>【給与法】</small>					
俸給表に定める俸給月額の見直し <small>【給与法】</small>					

国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年6月11日公布) 附則 第16条

(略)

2 政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項、第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

3 政府は、前項の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

養育里親名簿登録通知書

令和4年2月22日



2020年7月1日発行 (株)メタ・ブレン

養育里親名簿登録通知書

令和4年2月22日

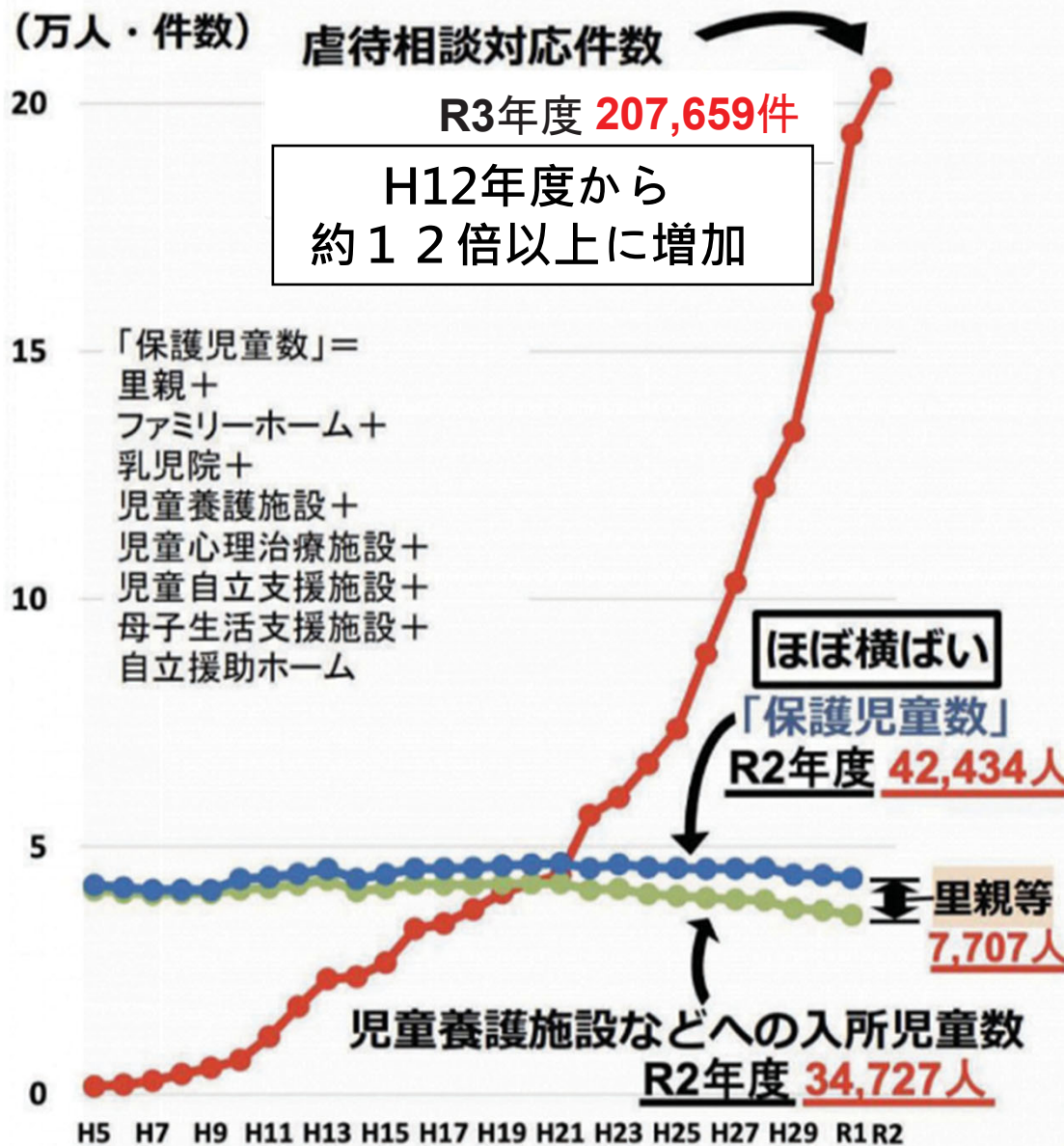
塩崎 恭久 様
塩崎 千枝子 様

愛媛県知事 中村 時広

申請者	氏名	塩崎 恭久	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日	昭和25年11月7日
	氏名	塩崎 千枝子	性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	生年月日	昭和26年10月31日
登録番号	298		登録年月日	令和4年2月16日		
			有効期間満了日	令和9年2月15日		
不登録の場合にあつては、その理由						

虐待相談対応件数・「保護児童数」・施設入所数

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

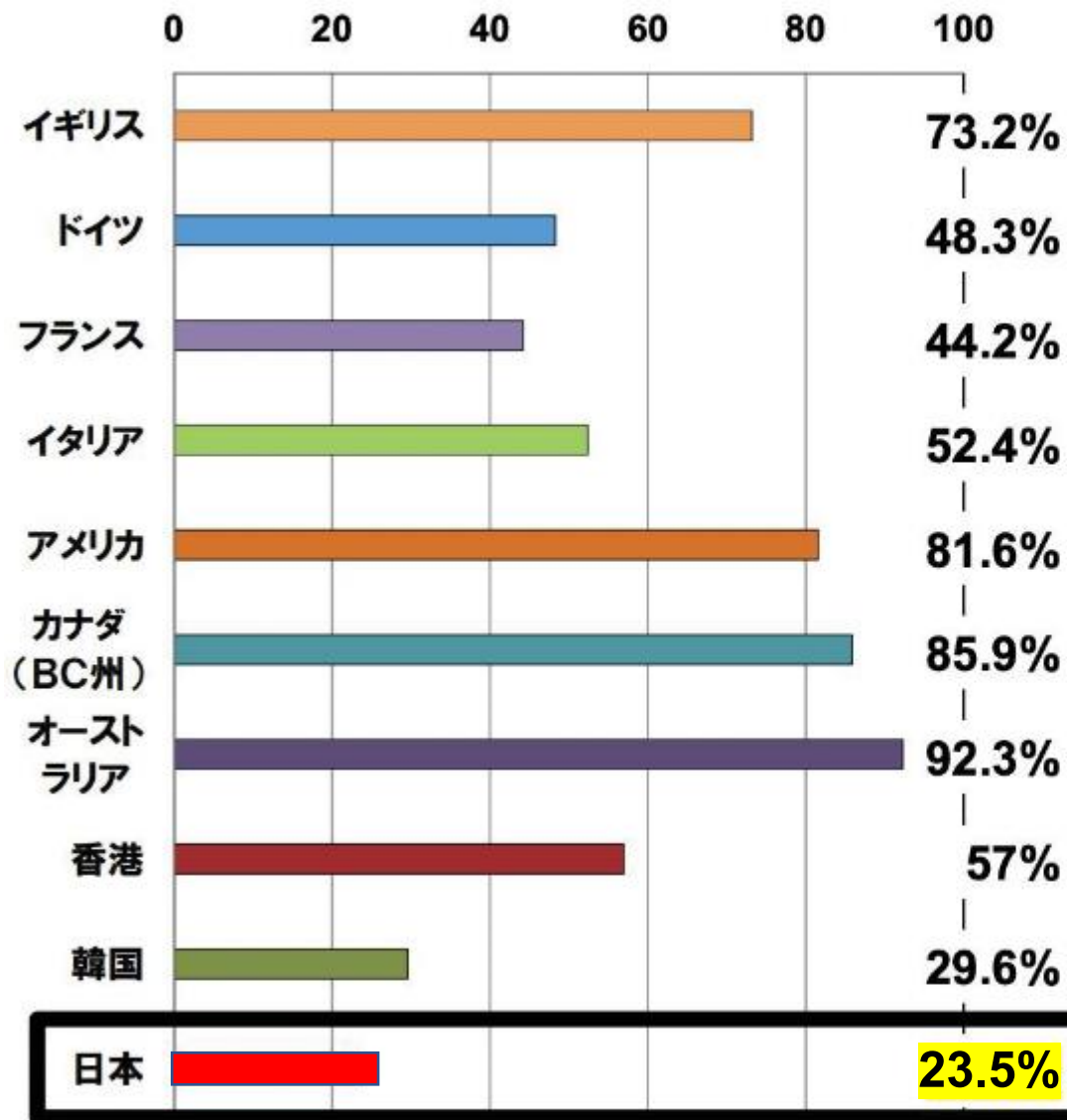


国名	児童人口 (千人)	保護児童数 (千人)	児童人口1万人当たり保護児童数 (人)
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

(出典) 厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ



(注) 2010年前後の値、日本のみ2022年3月末。

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口 (百万人)	成立件数	人口10万人当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	127	711	0.56

(注) ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年 日本：2019年 ※イギリスはイングランドとウェールズのみ。

(出典) 厚生省資料より塩崎恭久事務所作成

愛着理論 (Attachment Theory)

- 「愛着行動とは、子どもが不安な時に、親や身近にいる信頼できる人に訴え、甘え、安心しようとする行動」
- 「訴えや要求に対する応答が密な程、安定した愛着が形成され、小児期以降に安定した対人関係の礎となる。」
- ➡ 子どもの健全な発育は、特定の大人との愛着形成の下で実現。

英国の児童精神分析者ジョン・ボウルビィ(1907-1990)が提唱。

「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文	改正後の条文
<p>第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。</p>	<p>第一条（子どもの権利） 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p> <p>第二条（子どもの最善の利益優先原則） 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</p> <p>③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>第三条の二（家庭養育優先原則） 国及び地方公共団体は、児童が①家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、（中略）児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が②家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が③できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>【参考】民法(明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正)(抄) (親権者) 第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。 (監護及び教育の権利義務) 第820条 <u>親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。</u> 第822条 <u>親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。</u></p>	

社会的養育の形態と政府数値目標

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)

「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)

[家庭的養護] ・里親 ・ファミリーホーム	今後十数年をかけて 概ね 1/3
[できる限り家庭的な養育環境] ・小規模グループケア ・グループホーム	今後十数年をかけて 概ね 1/3
[施設養護] ・児童養護施設 ・乳児院等 (児童養護施設はすべて小規模ケア)	今後十数年をかけて 概ね 1/3

① [家庭] 実父母や親族等

② [家庭における養育環境と同様の養育環境]

里親委託率
3歳未満
それ以外の就学前
学童期以降

概ね **5年以内に75%以上**
概ね **7年以内に75%以上**
概ね **10年以内に50%以上**

特別養子縁組成立数

概ね**5年以内に年間1,000人以上、その後も増加**

③ [できる限り良好な家庭的環境]
小規模かつ地域分散型施設、まで

[施設の新たな役割]

施設入所は、措置前の一時的な入所に加え、高度専門的な対応が必要な場合が中心。
高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。

都道府県社会的養育推進計画について（令和4年度末現在）

- 各都道府県等から提出された計画について里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等をレーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。（令和2年8月7日）
- その後、個別ヒアリング等を通じて、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施し、これらの結果を踏まえた数値目標や取組状況を反映したレーダーチャートを公表。（令和3年3月31日）
- さらに、都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託加速化プラン」の提出を求めている。

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの ※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率 ※2は、全年齢合計の委託率

	H30年度末実績	5年目 (R6年度末)		7年目 (R8年度末)		10年目 (R11年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.00%	75.0%以上	75.00%	75.00%	50.0%以上	
北海道 (札幌市)	34.5% (29.7%)	現状からの増加	-	-	-			
青森県	27.8%	38.5%	-	-	60.9%	62.2%	47.9%	
岩手県	26.2%	34.8%	42.8%	44.3%	54.8%	52.6%	46.6%	
宮城県	40.2%	※2 51.4%	※2 55.4%	-	51.9%	63.2%	62.2%	
秋田県	12.2%	※2 26.0%	-	-	40.0%			
山形県	20.0%	57.5%	-	-	75.0%	75.0%	31.7%	
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	30.0%	
茨城県	16.8%	70.0%	-	-	71.4%	69.8%	60.7%	
栃木県	19.2%	53.1%	-	54.4%	-	-	41.0%	
群馬県	17.4%	34.0%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%	
埼玉県 (さいたま市)	18.8% (40.0%)	36.0% (36.0%)	-	-	-	-	-	
千葉県 (千葉市)	27.9% (31.2%)	57.0% (55.6%)	-	-	75.4% (73.7%)	50.5% (74.1%)	32.5% (50.0%)	
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%	
神奈川県	16.5%	34.2%	-	-	75.0%	75.0%	24.6%	
新潟県 (新潟市)	40.0% (55.9%)	53.0% (53.0%)	-	-	61.0% (61.0%)	77.0% (77.0%)	57.0% (57.0%)	
富山県	18.5%	46.0%	-	-	66.7%	66.7%	33.3%	
石川県 (金沢市)	15.9% (15.4%)	40.0% (40.0%)	-	-	60.0% (60.0%)		35.0% (35.0%)	
福井県	16.6%	33.0%	-	-	65.0%	65.0%	35.0%	
山梨県	28.8%	※1 57.7%	-	-	75.0%以上		50.0%以上	
長野県	16.1%	40.7%	-	-	75.0%	67.7%	36.5%	
岐阜県	16.1%	48.1%	-	-	67.9%	47.9%	37.5%	
静岡県 (静岡市 (浜松市))	21.9% (48.5%) (26.7%)	45.0% (53.0%) (56.0%)	-	-	65.0% (64.0%) (67.0%)	58.0% (58.0%) (59.0%)	46.0% (52.0%) (49.0%)	
愛知県	15.9%	28.5%	-	-	49.4%	45.7%	30.1%	
三重県	28.8%	48.4%	-	-	60.0%	60.0%	40.0%	
滋賀県	34.3%	52.2%	-	-	73.9%	65.4%	60.2%	
京都府	14.8%	※1 25.0%	-	-	40.0%		33.0%	
大阪府	11.6%	47.0%	-	-	64.0%	44.0%	38.0%	
兵庫県	19.2%	37.5%	44.2%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%	
奈良県	17.4%	27.0%	-	-	47.0%	42.0%	31.0%	

	H30年度末実績	5年目 (R6年度末)		7年目 (R8年度末)		10年目 (R11年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	50.0%以上	
和歌山県	20.5%	32.0%	-	-	55.6%	46.4%	42.1%	
高知県	24.6%	※2 40.0%	-	-	60.0%			
島根県	23.4%	35.0%	41.0%	-	概ね50%以上	-	概ね40%以上	
岡山県 (岡山市)	32.7% (14.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	50.0% (50.0%)	
広島県 (広島市)	14.1% (18.8%)	29.0% (29.0%)	-	-	43.5% (43.5%)	44.0% (44.0%)	42.4% (42.4%)	
山口県	20.0%	※2 33.3%	-	-	45.0%			
徳島県	12.8%	60.0%	60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%	
香川県	23.8%	51.7%	※2 40.5%	-	70.0%	70.0%	40.0%	
愛媛県	18.1%	48.0%	56.0%	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%	
高知県	18.7%	40.0%	-	-	65.0%	60.0%	50.0%	
福岡県	20.7%	52.4%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%	
佐賀県	31.1%	53.6%	63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%	
長崎県	17.6%	61.8%	75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%	
熊本県 (熊本市)	12.4% (10.8%)	45.4% (45.4%)	55.9% (55.9%)	44.2% (44.2%)	69.8% (69.8%)	58.7% (58.7%)	30.3% (30.3%)	
大分県	33.1%	75.0%	-	-	75.0%	50.0%~ 75.0%	35.0%~ 50.0%	
宮崎県	13.4%	36.0%	-	-	54.0%	44.0%	35.0%	
鹿児島県	17.5%	39.7%	39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%	
沖縄県	34.7%	※2 37.0%	-	-	40.0%			
仙台市	27.7%	38.9%	46.4%	52.5%	57.6%	65.0%	44.3%	
横浜市	15.2%	33.1%	38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%	
川崎市	23.2%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	75.0%	50.0%	
相模原市	16.9%	75.0%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	50.0%	
名古屋市の	14.4%	45.0%	-	-	70.0%	30.0%	30.0%	
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%	
大阪市	16.5%	25.5%	-	-	41.0%	42.9%	33.9%	
堺市	12.4%	31.4%	-	-	46.0%	37.3%	32.2%	
神戸市	12.4%	※1 38.0%	-	-	58.3%		30.9%	
北九州市	19.1%	38.6%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%	
福岡市の	47.9%	77.1%	75.8%	76.9%	76.7%	75.0%	58.8%	
世田谷区	-	76.9%	75.9%	77.4%	75.0%	76.5%	50.2%	
横須賀市	18.9%	※2 33.0%	-	-	45.0%			
明石市	-	57.1%	-	-	100.0%	100.0%	62.1%	

○道・県と指定都市等が一体で計画を策定している場合は、カッコ（ ）で記載している。

里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成23年度末の13.5%から、令和2年度末には23.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	+4.8 36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	+5.2 34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	23.5	33,157	100

児童福祉法抜本改正。

変化は殆ど加速していない！

里親等委託率

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和3年度末で446か所、委託児童1,718人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

あなたの思いが、 みんなを笑顔に。

「すべての大人は、みんな、子どもだった。」

ひとりの人間として愛され大切にされた思い、関わる大人との深い絆が子どもを人として健全に成長させていきます。

“あなたの温かい心で” “ひとりでも多く笑顔に” “ひとりでも多く元気に健やかに” 愛護の未来の子どもたちのために

「子どもリエゾンえひめ」の活動に是非あなたのお力を貸してください。



えひめの子もたちを笑顔に。
子どもが健全に養育される権利を実現したい。

2023年1月、子どもたちのその健やかな育ちを祈り、実現するため、特定非営利活動(NPO)法人「子どもリエゾンえひめ」が発足しました。さまざまな事情により親と離れて暮らす子どもたちが、ひとりでも多く、温かい養育家庭と出会えますように、虐待・子ども支援の専門家・弁護士などの有志が集まりつながって子どもたちのための懇話会の普及・推進や、妊娠相談などの活動を行っています。



ご協力をお願い

子どもたち一人ひとりの権利を守り、ひとりでも多くの子どもたちが温かい家庭で育つことができるよう、里親養育の推進と包括的支援を目指し、愛媛で初めての里親支援のためのNPO法人として子どもリエゾンえひめ」の活動を開始しました。里親」制度について広く知っていただき、里親を希望する方々を募り、里親研修や相談等の支援とともに、妊娠期からの相談支援などの活動も行います。

未来を担う愛媛の子どもたちの幸せのために、私たちの活動に是非お力をお貸しください。皆様の温かいご理解とご協力を賜りますよう、なにとぞ宜しくお願い申し上げます。



特定非営利活動法人 子どもリエゾンえひめ 理事長 山内 幸春

ご支援をお願い

私たちの活動は皆様のご寄付に支えられてまいります。

里子と里親たちが豊かな関係性のなかで共に育ち暮らしていくためには、多くの人々の理解と支援が必要です。里親制度は子どものための制度です。

あなたも是非、子どもたちの明るい未来を支えるサポーターに。
温かいお心を形に、是非応援を宜しくお願いします。

- 会 員 正会員 (年会費) ……5,000 円
- ご寄付 賛助会員 ……1,000円/口
個人 ……1,000円/口
- 協賛企業・団体 ……20,000円/口

認定NPO法人を目指して!

寄付をされた皆様が無償で認められる「認定NPO(特定非営利活動法人)」を目指していますが、そのためには、3,000円以上の寄付をしてください。100名以上必要でありと法律で定められています。是非ご協力いただき、目標3,000円以上のご協力を願います。

次の口座に振込の上、FAXまたはメールにて申込書をお送りください。

振込先 口座	銀行	支店	種別	口座番号
伊予銀行	一方支店	普通	1945812	
		0174	109	1
愛媛銀行	本店営業部	普通	1372055	
		0476	001	1
愛媛信用金庫	城東支店	普通	0250504	
		1060	012	1
伊予ちよ銀行	618支店	普通	2474816	
		0900	010	1

申込書 送付先

〒790-0107
愛媛県松山市宇都宮2丁目1番2号201
特定非営利活動法人子どもリエゾンえひめ
高松郵便局留番: 平日(年末年始を除く) 9:00-17:00
TEL: 089-993-8727 (代表・FAX専用) Mail:
kodomol@laison-ehime.or.jp



特定非営利活動法人 **子どもリエゾンえひめ**
もっと知りたい方は
webページをご覧ください!

<https://laison-ehime.com/>
子どもリエゾンえひめ 検索

スマホや
タブレットは
こちらから!

